

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

本市においては、東日本大震災からの復興が「発展期」を迎え、復興公営住宅等への入居の推進や、防災集団移転促進事業の宅地造成が完了する予定となっています。

今後は、石巻市震災復興基本計画の3つの基本理念のうち「基本理念3：絆と協働の共鳴社会づくり」が目指す、人と人との結びつき・「絆」を大切にすると共に、市、地域、企業、大学、NPOなどが総力を結集し、新たなまちづくりに向かって「共鳴」しながら、豊かで支え合う地域社会の構築の推進が一層重要となっています。

国でも、地域住民や地域の多様な主体が「他人事」ではなく「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を掲げています。

これは、本市が将来的に目指す、高齢者、障がい者や子育て世代を含めた全市民を視野に入れた「次世代型」の地域包括ケアシステム」にほかならず、被災により新しい地域で暮らすようになった方や住み慣れたところで暮らしている方がそれぞれ役割を持って、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成することが必要です。

石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムを一層深化・推進するために、本計画の基本理念を次のように定めます。

#### 【基本理念】

**共に支え合い、住み慣れた地域で  
生きがいを持って、安心して暮らせるまちづくり**

## 2 基本方針

基本理念のもと、本計画の基本方針を以下のとおり定めます。

### 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者ができるだけ楽しく日常生活を送るためには何らかの生活のほりや生きがいが重要です。

地域社会の中で、支える側にもなれる仕組みづくりや各種活動に参加しやすい環境を整えることにより、多様な人づきあいのきっかけをつくり、高齢者が生きがいを持って活動することができる環境づくりを推進します。

### 健康づくりと介護予防の推進

高齢者がいつまでも元気で過ごせるよう、生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じることにより、高齢者の健康づくりを進め、生活の質の維持・向上を推進します。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業により、訪問・通所等の様々な場において、認知症予防、運動機能向上、口腔機能の向上等の各種介護予防の取組を推進することにより、高齢者の健康状態の改善・維持・重症化の予防を推進します。

### 要支援・要介護者支援の充実

介護を必要とする状態になっても、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、各種サービス事業者のほか、NPO やボランティア、地域コミュニティ等多様な担い手による日常生活支援等を含むサービスの充実を図り、要介護状態等の悪化防止、介護離職者の減少、家族介護者の負担軽減を図ります。

## 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援サービスの充実を図り、5つの日常生活圏域の実情に配慮した地域包括ケアシステムの取組を推進し、より良い生活環境づくりを推進します。

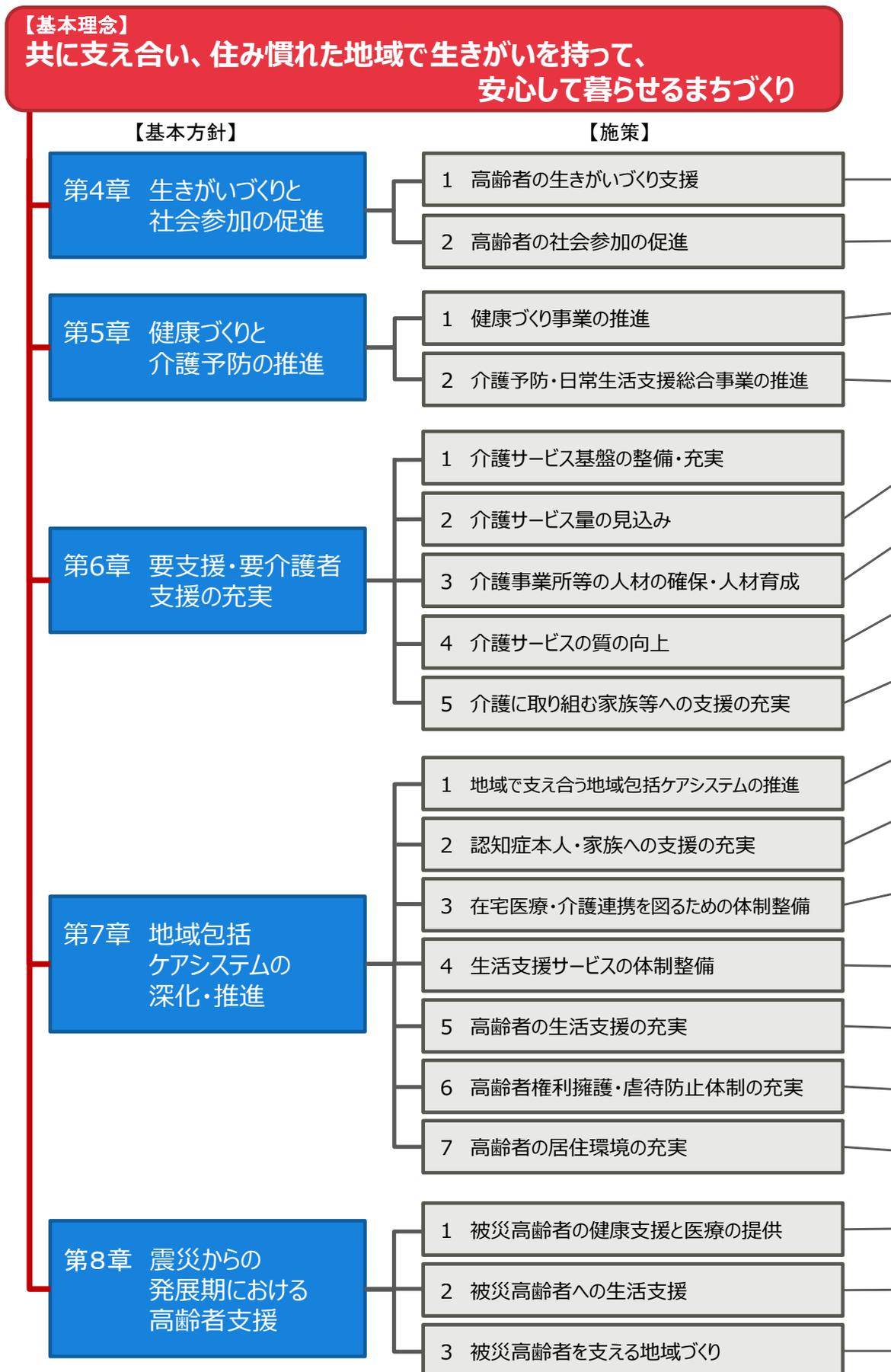
また、医療・介護の連携の推進により、認知症の人も含めた全ての高齢者が尊厳を保ちながら地域で穏やかに暮らすことができ、家族も安心して過ごせる地域包括ケアシステムを一層深化・推進します。

## 震災からの発展期における高齢者支援

被災した高齢者の多くが新しい生活に踏み出す時期に当たり、その一歩を支える取組が重要です。

既存地域住民のコミュニティ及び新たな街づくりのための地域コミュニティの形成に向け、高齢者の方々に対し、相談・見守り、助け合い等の支援を継続し推進します。

### 3 施策の体系



【主な事業など】

(1)高齢者の生きがいと創造の事業 (2)高齢者スポーツ大会 (3)敬老会 (4)敬老祝金支給事業  
(5)老人福祉センター等運営事業 (6)地域サロン活動支援事業 (7)生涯学習の推進

(1)老人クラブ活動助成事業 (2)高齢者就業支援事業

(1)高齢者のための健康づくり事業

(1)介護予防普及啓発事業 (2)介護予防把握事業 (3)訪問指導員派遣事業 (4)軽度生活援助訪問型サービス事業 (5)機能訓練訪問事業  
(6)通所型サービス支援事業 (7)通所型介護予防事業 (8)地域介護予防活動支援事業 (9)地域リハビリテーション活動支援事業  
(10)デイサービス事業 (11)「食」の自立支援事業 (12)訪問型サービス事業 (13)通所型サービス事業

(1)介護予防サービス/居宅サービス (2)地域密着型介護予防サービス/地域密着型サービス (3)施設サービス

(1)介護・福祉の啓発を図るイベントの開催 (2)介護職員研修の実施 (3)介護事業所との意見交換会の開催 (4)ハローワーク石巻との連携  
(5)国への要望

(1)制度の周知徹底 (2)苦情処理 (3)介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上 (4)サービス事業者の指導・監督  
(5)地域密着型サービス運営推進会議の運営支援 (6)情報開示とサービス評価体制の充実 (7)事業者間の連携の支援  
(8)適正化事業の推進 (9)離島介護対策事業

(1)住宅改修支援事業 (2)高額介護サービス費貸付事業 (3)社会福祉法人等による利用者負担軽減制度  
(4)家族介護慰労金支給事業 (5)介護用品支給事業

(1)地域包括支援センター活動支援 (2)地域包括ケアのコーディネート (3)地域ケア会議等の推進 (4)相談体制の充実  
(5)避難行動要支援者対策 (6)地域住民、ボランティア等による多様なサービスの提供

(1)認知症への理解を深めるための普及・啓発 (2)認知症地域支援推進員活動の充実 (3)認知症初期集中支援推進事業の充実  
(4)認知症サポーター・キャラバンメイトの養成 (5)認知症相談の実施 (6)若年性認知症への対応 (7)徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

(1)地域の医療・介護の資源の把握 (2)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討  
(3)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進 (4)医療・介護関係者の情報共有の支援  
(5)在宅医療・介護連携に関する相談支援 (6)医療・介護関係者の研修 (7)地域住民への普及啓発  
(8)在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

(1)地域づくり支援事業

(1)ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 (2)外出支援サービス事業 (3)訪問理美容サービス事業  
(4)高齢者日常生活用具給付等事業 (5)高齢者保護措置事業 (6)養護老人ホーム

(1)成年後見制度利用支援事業 (2)高齢者虐待への組織的対応 (3)高齢者虐待対応体制

(1)住宅改修・福祉用具利用の支援 (2)バリアフリー住宅普及促進事業 (3)高齢者世話付住宅事業

(1)心のケアの実施 (2)まちの保健室等の実施 (3)発展期における医療の提供

(1)相談支援等の充実 (2)見守り等の実施

(1)民生委員・児童委員活動の推進 (2)各種福祉サービスとサービス事業者への支援 (3)適切な支援をつなぐ地域づくり  
(4)災害時における要配慮者への対応策の強化

## 4 介護サービス基盤と日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、地理的条件・人口・交通事情・その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況を総合的に勘案し設定するものです。

### (1) 石巻市の地区別人口

本市の人口は、平成29年9月現在で146,516人となっており、地区別にみると、石巻地区が全体の約7割を占めています。

高齢化率については、全体では31.4%ですが、地区別にみると、雄勝地区では52.4%、牡鹿地区では47.4%と、地区によっては高齢化率が高いところがあります。

一方、人口の多い石巻地区の高齢化率は29.9%と地区の中でも一番低い割合となっています。

【地区別人口・高齢化率】

(単位：人)

	石巻	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	合計
人口	102,252	10,635	1,703	19,321	7,446	2,517	2,642	146,516
高齢者数	30,593	3,775	892	5,985	2,563	991	1,251	46,050
高齢化率	29.9%	35.5%	52.4%	31.0%	34.4%	39.4%	47.4%	31.4%

出典：住民基本台帳 平成29年9月現在

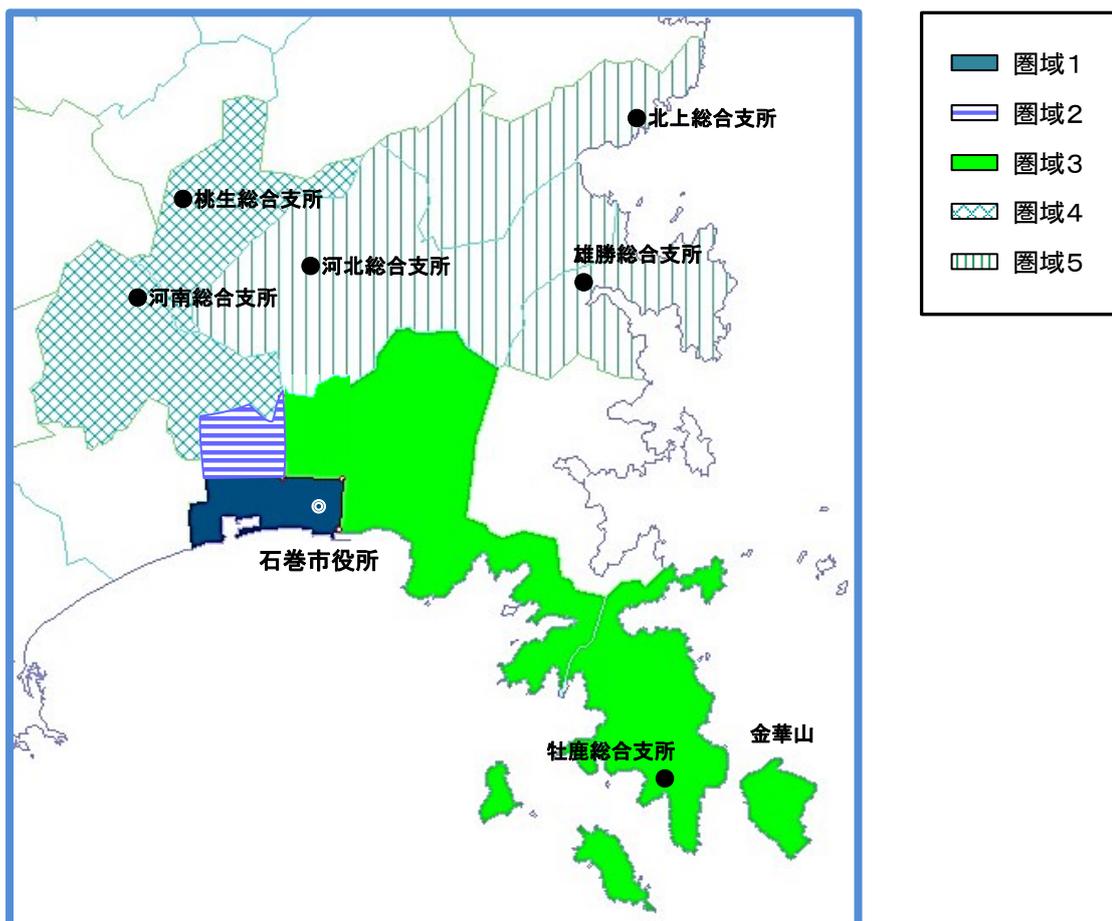
## (2) 日常生活圏域の設定

石巻市は、約 555 平方kmと広い市であり、今後、地域的な均衡を図る必要があることや地域密着型サービスの供給を充実したものにする必要があります。

日常生活圏域については、第6期では4圏域に設定しましたが、震災後に人口が増加している蛇田地区については、今後も増加することが予想されることから、蛇田地区を1圏域として第7期では5圏域とすることとします。

- 圏域1 蛇田・稲井・湊・渡波・荻浜地区以外の石巻地区
- 圏域2 蛇田地区
- 圏域3 稲井・湊・渡波・荻浜地区・牡鹿地区
- 圏域4 河南地区・桃生地区
- 圏域5 河北地区・北上地区・雄勝地区

【日常生活圏域】



### (3) 介護サービス基盤の状況

本市の介護サービス基盤状況をみると、施設・居住系サービスは50か所です。圏域1と圏域3は、4施設とも整備されています。

居宅系サービスは、201か所で、看護小規模多機能型居宅介護は、圏域1の1か所のみとなっています。

【介護サービス基盤状況】

		圏域1	圏域2	圏域3	圏域4	圏域5	計
施設・居住系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1	2	3	5	4	15
	介護老人保健施設	4		2	1		7
	認知対応型共同生活介護	8	2	6	6	4	26
	特定施設入居者生活介護	1		1			2
小計		14	4	12	12	8	50
居宅系	小規模多機能型居宅介護	1	2	1	2		6
	看護小規模多機能型居宅介護	1					1
	介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)	2	1	4	2	3	12
	居宅介護支援事業所	14	4	13	12	5	48
	訪問介護(ホームヘルプ)	11	8	9	9	4	41
	訪問入浴介護	1	2	1	1	1	6
	訪問看護	5	2	3	3		13
	通所介護(デイサービス)	22	11	16	14	6	69
	短期入所生活介護・療養介護※	2			3		5
小計		59	30	47	46	19	201
合計		73	34	59	58	27	251

※介護老人福祉施設15箇所でもサービス提供あり